

十カ町

町並み景観通信

発行人：十カ町会専門委員会・川越市都市計画部

連絡先：川越市都市計画部都市景観課 049-224-5961（直通）

発行日：平成24年5月

十カ町町並み景観通信は、平成5年の十カ町会景観専門委員会設置により始まり、第16号まで発行されています。

都市景観形成地域に指定され、7年半が経ちました

平成16年9月に「川越十カ町地区都市景観形成地域」が指定されてから7年半が経ちました。

十カ町会景観専門委員会では、馳駆して以後、お知らせ看板の設置や大規模な建築物等に関する景観配慮についての検討などを行ってきました。

この通信では、平成23年度の地域内での建築などの届出状況をお知らせします。

地区名	告示	施行日	位置
川越十カ町地区とし景観形成地域	平成16年9月7日 (変更)	平成16年12月1日 (変更)	志多町、宮下町1・2丁目、喜多町、元町1・2丁目、大手町、幸町、末広町2丁目、仲町、松江町2丁目、連雀町の一部

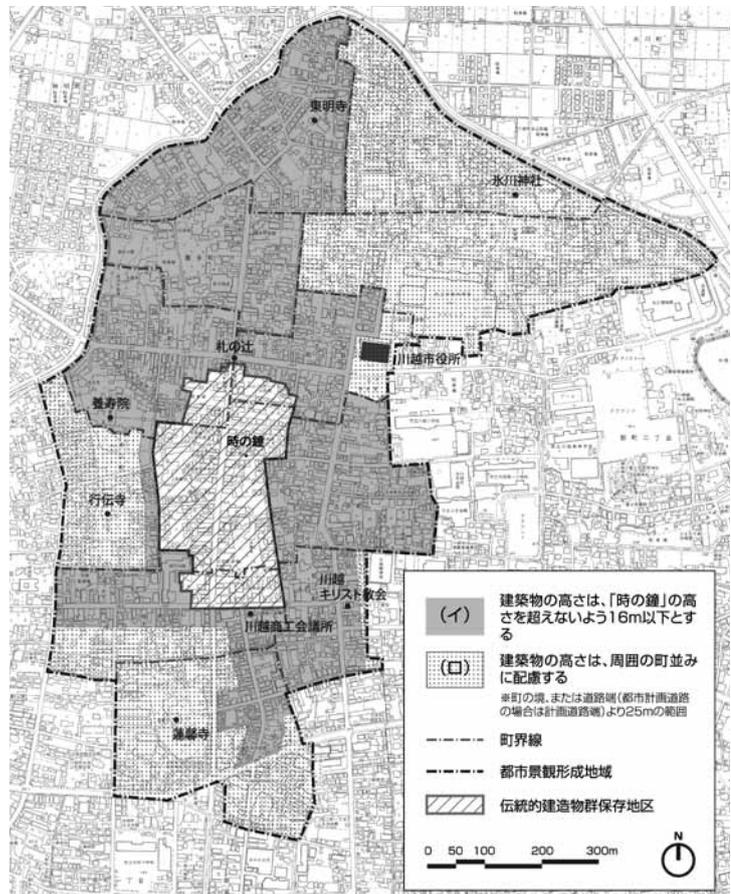
川越十カ町地区都市景観形成地域について

平成16年9月17日、伝建地区を含む通称十カ町地区（約78.0ha：平成21年変更による）が川越市都市景観条例に基づく都市景観形成地域に指定されました。

十カ町の町並み景観を守り育てるため、建築の際には地域景観形成基準を守り、市へ届出をする必要があります。特に右図のイの範囲における建築物の高さは、「時の鐘」の高さを超えないよう16m以下にする必要があります。

地域景観形成基準（主なルール）

1. 建築物の高さは周囲の町並みに配慮する（右図のイの範囲では16m以下とする）
2. 主要な道路に面する建物のデザインは伝統的な建物と調和するように配慮する
3. 大規模な屋外広告物の設置を控える



平成 23 年度の建築などの届出状況の報告

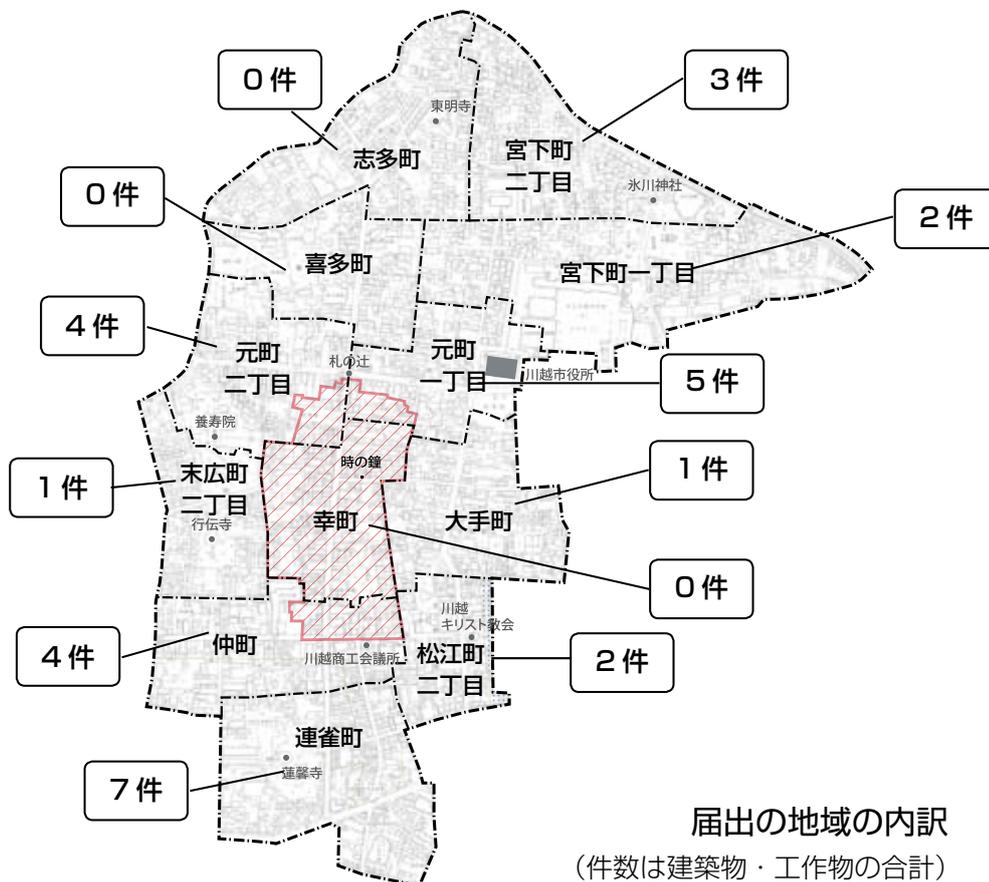
川越十カ町地区都市景観形成地域内における平成 23 年度の届出件数は 29 件でした。そのうち建築物に関するものは 22 件あり、新築が 11 件、増築が 2 件、色彩変更・解体等が 9 件でした。

平成 23 年度 届出件数 29 件の内訳

届出		件数
建築物	新築	11 件
	増築	2 件
	色彩変更・解体等	9 件
工作物（広告物等）		7 件

届出のあった建築物の用途の内訳

用途	届出件数
専用住宅	15 件
併用住宅	3 件
店舗	2 件
その他	2 件
合計	21 件



届出が必要な行為

1. 建築物及び工作物の新築、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替又は外観の過半にわたる色彩若しくは材質の変更
2. 広告物の表示、移転またはその内容の変更
3. 宅地の造成その他の土地の形質の変更及び木竹の伐採のうち、次の行為に該当するもの
 - 1) 高さ 1.2m を超えるのりを生ずる切上又は盛土を伴う土地の形質の変更
 - 2) 樹高 10m 以上又は地上 1.5m の高さにおける幹の周囲が 1m を超える樹木の伐採
4. 建築物及び工作物の移転、解体又は除却

※川越市都市景観条例施行規則第 6 条により届け出を必要としない通常の管理行為、軽易な行為等が定められています。